

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

直近の決算日: 令和 6 年 3 月 31 日

1. 団体の概要				
団体名	(公財)	長崎県食鳥肉衛生協会		設立目的、経緯及び根拠法 食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の防止と国民の健康の保護を図るため、平成4年4月1日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(以下、食鳥処理法という。)が施行され、法第15条に基づき、県が食鳥検査を行うこととなったが、検査を行う獣医師の確保が困難なため、法第21条に基づく厚生労働大臣の指定検査機関として、県が全額出資し当該法人を設立。 平成24年4月1日、公益財団法人へ移行。 平成29年4月1日より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき長崎県知事の指定検査機関となる。
設立年月日	平成4年3月6日			
所在地等	〒 854-0022			
	諫早市幸町79番20号			
	TEL	0957-21-1847		
	Fax	0957-21-5088		
	E-Mail	n-syokucho@alto.ocn.ne.jp		
県所管課	県民生活環境 部	生活衛生 課		定款等に定める事業
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	1 食鳥検査に関する事業 ①食鳥処理場における食鳥検査 ②検査員の技術研修 ③食鳥肉の衛生に関する指導及び調査研究 2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
	長崎県	10,000	100.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
	その他		0.00	
	総 額	10,000	100.00	
ホームページURL http://syokucho.com				

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)												
役員 (名)	区分		R3	R4	R5	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他
	常勤		1	1	1				1			
	非常勤		7	7	7			1			2	4
	合 計		8	8	8	0	0	1	1	0	2	4
職員 (名)	R3	R4	R5	正規職員		派遣 県職員	兼務 県職員	非正規職員		他自治体	民間	その他
				うち県OB				うち県OB				
	15	15	15	8	6			7	6			
1人当たり人件費(年度推移)				R3		R4		R5		平均年齢		賞与月数
常勤役員報酬年額(千円)				*		*		*		* 歳		2.5 月
正規職員平均給料月額(千円)				238		238		238		65 歳		
1人当たり人件費(R5、年代別)				20代以下		30代		40代		50代		
正規職員平均給料月額(千円)										*		246
各年代別正規職員数(名)										1		7
県からの常勤又は非常勤役員				県の役職				団体での役職				区分
				生活衛生課長				理事				非常勤
上記役員以外の顧問等												
県派遣又は兼務職員												

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)

組 織 図

理事会	6 名
理事長	1 名
理事	5 名

事務局	4 名
理事長	1 名 (再掲)
検査部長	1 名
総務部長	1 名
(事務局長兼務)	
事務員	1 名

検査員	14 名
常 勤	7 名 (2名再掲)
非常勤	7 名
理事長	
検査部長	

監事	2 名
----	-----

3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金	0	貸付金残高	0
負担金	0	損失補償・債務保証残高	0
委託料	0		
貸付金	0		
損失補償・債務保証額	0		
出資金	0		

4. 県の政策との関連性

1 政策目標

■食品の安全性の確保

食肉の全頭検査を行うとともに、生産者へ検査データを還元し、健康で安全な家畜の生産を支援することにより、食中毒等の発生防止に努め、食品の安全性の確保を図る。

2 県との役割分担

県の役割	団体の役割
食鳥の食用の可否について、(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に知事が行う検査を委任。必要に応じて、検査に必要な経費について、補助金を交付。	食鳥処理場にて食鳥検査を実施し、食用にできない食鳥について処理業者に廃棄を指示。また、検査後にデータを生産者へ還元。
団体に委ねる理由	説明
☐ 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能 ☐ 県が直接実施することが困難 ☐ その他	検査を行う県職員(獣医師)の確保及び人件費を考慮すると、当該団体での事業実施が相応しい。

3 事業実施状況

事業名	事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1 食鳥検査事業	食鳥処理法に基づき、食鳥の食用の可否について検査を実施した。食用にできない食鳥はと殺禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	57,362	法に基づく食鳥検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除している。 と殺禁止 : 141,675羽 全部廃棄 : 106,323羽	食鳥検査により、食鳥処理法第15条第4項に規定する疾病は排除されており、これらの疾病に起因する健康被害は報告されていないことから、事業の目的は果たされている。 今後も食鳥処理法に基づき全羽検査を行うことにより、安全な食鳥肉を提供していく。
2				
3				

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況										◎ 達成	○ 一部達成	× 未達成	— 未実施	
中期計画	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況					
		(目標値設定の根拠・考え方)												
	①	(翌年度に向けての改善事項等)												
		(目標値設定の根拠・考え方)												
	②	(翌年度に向けての改善事項等)												
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況					
中期計画	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況					
		(目標値設定の根拠・考え方)												
	③	(翌年度に向けての改善事項等)												
		(目標値設定の根拠・考え方)												
	④	(翌年度に向けての改善事項等)												
	No.	項目名	R5実績	計画上の目標値				最終年度(R)	達成状況					
事業目標	No.	項目名	R3	R4	R5	備考								
	①	食鳥検査	(計画)	数値目標なし	数値目標なし	数値目標なし	実績値として食鳥検査羽数を記載。 食鳥検査は法に基づき、申請された全ての食鳥に対して実施するため、数値目標の設定はできない。							
		(実績)	17,058,693	17,199,222	17,851,776									
	②		(計画)											
		(実績)												
	③		(計画)											
		(実績)												
	(県が期待する効果の実現)													
	評価結果			評価理由										
	○	十分実現している		「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき一羽毎に検査を実施し、食用不適食鳥肉をすべて排除することで、本県における食品の安全性確保に寄与している。										
	概ね実現しているが未実現の部分がある													
	実現できていない													
(計画達成状況の判定)														
判定項目		評価基準								点数				
①	中期経営計画の策定	[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している								-				
②	中期経営計画の目標達成	[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成								-				
③	事業目標の達成	[1点]事業目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成								1				
④	県が期待する効果の実現	[1点]効果を概ね実現している [2点]十分実現している								2				
		合計								3				

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【公益法人会計基準適用法人用】

直近の決算日: 令和 6 年 3 月 31 日

6. 財務の状況								(単位:千円、%)	
項 目		R3		R4		R5			
		金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
【貸借対照表】									
流動資産		8,477	133.01	8,799	103.80	10,860	123.42		
うち金銭債権額		1,826	115.72	1,943	106.41	2,172	111.79		
固定資産		20,834	90.59	20,389	97.86	18,389	90.19		
基本財産		10,000	100.00	10,000	100.00	10,000	100.00		
特定資産		7,895	89.18	8,655	109.63	7,861	90.83		
その他固定資産		2,939	70.90	1,733	58.97	528	30.47		
資産合計(A)		29,311	99.80	29,188	99.58	29,249	100.21		
流動負債		3,852	106.00	3,736	96.99	4,538	121.47		
うち短期借入金		0	-	0	-	0	-		
固定負債		1,822	102.36	1,839	100.93	1,869	101.63		
うち長期借入金		0	-	0	-	0	-		
うち退職給付引当金		1,822	102.36	1,839	100.93	1,869	101.63		
負債合計		5,674	104.80	5,575	98.26	6,407	114.92		
指定正味財産		10,000	100.00	10,000	100.00	10,000	100.00		
一般正味財産		13,637	97.71	13,613	99.82	12,841	94.33		
正味財産合計(B)		23,637	98.67	23,613	99.90	22,841	96.73		
団体債務保証額		0	-		-		-		
【正味財産増減計算書】									
経常収益(C)		56,190	100.61	56,499	100.55	58,702	103.90		
うち受託事業収入		56,189	100.63	56,499	100.55	58,678	103.86		
うち補助金収入		0	-	0	-	0	-		
うち基本財産等運用益収入		1	10.00	1	100.00	24	2,400.00		
うち自己収入(D)		56,190	100.61	56,499	100.55	58,702	103.90		
うち県財政支出額(E)		0	-	0	-	0	-		
経常費用		56,509	103.34	56,524	100.03	59,473	105.22		
事業費		54,558	103.59	54,360	99.64	57,362	105.52		
うち人件費(F)		50,390	104.22	50,191	99.61	52,961	105.52		
管理費(G)		1,950	96.53	2,164	110.97	2,111	97.55		
うち人件費(H)		1,189	106.64	1,191	100.17	1,239	104.03		
当期経常増減額(I)		-319	-27.45	-25	7.84	-771	3,084.00		
経常外損益		0	-	0	-	0	-		
当期一般正味財産増減額(J)		-319	-27.45	-25	7.84	-771	3,084.00		
当期指定正味財産増減額(K)		0	-	0	-	0	-		
(会計方針の変更による影響額)		0	-	0	-	0	-		
【収支計算書等】									
当期収入		56,190	100.61	56,499	100.55	58,702	103.90		
当期支出		56,509	103.34	56,524	100.03	59,473	105.22		
当期収支差額(L)		-319	-27.45	-25	7.84	-771	3,084.00		
次期繰越収支差額(M)			-		-		-		
【会計単位別】									
		経常収益	経常費用	当期経常損益	当期収入	当期支出	当期収支差額		
一般会計		58,702	59,473	-771	58,702	59,473	-771		
特別会計									
合 計		58,702	59,473	-771	58,702	59,473	-771		
各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等									
流動資産の増…検査手数料の未収金の増加による。流動負債の増…賞与引当金の支給率の増加による。経常収益のうち基本財産等運用益収入の増…雑収益の発生による増加。当期一般正味財産増減額の減…収益に対する費用の増加による減(特定費用準備資金から経常経費へ充当)									
【財務状況の判定】									
判定項目		R3	R4	対前年度比	R5	対前年度比	対前々年度比	点数	
		数値・比率	数値・比率		数値・比率				
①	当期経常増減率率(I/C)	-0.57	-0.04	7.79	-1.31	2968.26	231.35		-1.6
②	当期一般正味財産増減率率(J/C)	-0.57	-0.04	7.79	-1.31	2968.26	231.35		-1.6
③	当期指定正味財産増減率率(K)	0	0		0				0.0
④	正味財産比率(B/A)	80.64	80.90	100.32	78.09	96.53	96.84		0.0
⑤	次期繰越収支差額(M)	0	0		0				0.0
⑥	県財政支出率(E/C)	0.00	0.00		0.00				0.0
⑦	自己収入比率(D/C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		0.0
⑧	管理費比率(G/C)	3.47	3.83	110.37	3.60	93.89	103.62		0.0
合計									-3.2

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定			
(団体の自己評価)			
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	-0.2	➡	総合判定
			B
5点以上:A 概ね良好	-5点以上～5点未満:B 改善の余地あり	-5点未満:C 一層の努力が必要	
※事業活動・経営の努力・今後の課題及び改善事項等			
当協会は、食鳥検査法に基づく指定検査機関として県の委任を受け、食の安全・安心のため、食鳥検査の業務を遂行している。近年の堅調な食鳥肉の需要を背景に、検査羽数、検査手数料ともに増加する一方、経常費用の約9割を占める人件費を長期に据え置くなどの経費節減に努めた結果、令和元年度からは県補助金を全く受け入れることなく受託事業を達成した。 今後も検査羽数、検査手数料の推移を注視するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生による検査羽数の減も絶えず懸念されることから、引き続き適切な経費の執行を図るとともに、検査体制の維持・充実のため、検査員等職員の人材確保対策に努める。			
(県の評価)			
合計点数	5.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。)	
総合判定	A	本協会は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、県が行うべき事業を委任されている。財務状況について、近年の検査羽数の増加に伴い検査手数料収入が増加したことにより、平成28年度から令和5年度は県による補助金の支出を受けずに事業を達成した。 その上で人材確保のための資金を計画的に積み立てる等、将来にわたる検査体制の整備に努めている。また、本協会の実施事業が県から委任された食鳥検査のみであることから、法人自らによる中期経営計画の策定はそぐわない。 これらのことから、当該法人の経営内容及び事業活動に大きく改善すべき点は認めないため、総合判定をAとする。	
(今後の県の関与の方針)			
食鳥検査は法に基づき県が行う必要のある事務であるが、検査を行う獣医師の確保及び人件費の面から、本協会での検査実施が効率的である。高病原性鳥インフルエンザの発生等により検査羽数が減少し、本協会の経営に支障が生じる可能性がある一方で、食鳥検査は安全な食鳥肉の供給に不可欠な業務であるため、今後も本協会の円滑な業務運営を支援する。			